

令和5年度第1回国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会

日 時：令和5年6月29日（木）午後2時から

場 所：c o c o b u n j i プラザ5階 リオンホール（Aホール）

出席委員：内藤孝雄会長・鹿島岳志委員・宮崎邦子委員・新藤圭一委員・田口佳子委員・宇山絢委員・鈴木潤汰委員・柳田真人委員・森田直樹委員

事務局：鈴木健康部長・越川保険年金課長・増井国民健康保険係長・溝端・奥秋・小松

会長 ただいまから令和5年度第1回国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。本日は、市長より諮問書の交付がございます。よろしくお願いいたします。井澤市長 それでは、諮問書を読み上げさせていただきます。

諮問第1号。令和5年6月29日。国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会会長、内藤孝雄様。

国民健康保険の運営について。国民健康保険事業の運営について、国分寺市国民健康保険条例第2条及び国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第2条の規定により、下記事項について審議いただきたく、諮問いたします。

記、1「国民健康保険税の課税限度額改定について」。2「国民健康保険税の税率改定について」。以上でございます。よろしくお願いいたします。

会長 ただいま市長から諮問書を交付いただきました。それでは市長より挨拶をいただきたいと思えます。

井澤市長 皆様、こんにちは。国分寺市長の井澤でございます。大変お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

国分寺市の人口は依然として増加しています。10年ほどで約1万人増加していますが、出生率はあまり高くなっていません。毎年1,000から1,500人ぐらい人口が増えていますが、ほとんどが流入によるものだと考えられます。

多くの自治体では、高齢化率が高まっていますが、国分寺市の場合、65歳以上の人口割合が21.9%となっており、この10年間変わっていません。当然、平均寿命が延びている中で、高齢者の絶対数は国分寺市でも増えています。高齢者の人口割合が変わらないのは、多くの若い世代の方が、国分寺市に移り住んでいるからだと考えられます。

このような状況から、国民健康保険税の納付者も増えているように思われるかもしれませんが、国民健康保険には個人事業主や農業従事者の方等が加入されているため、加入者の高齢化が進んでいます。被保険者の年齢が上がることで病気のリスクが高まり、高度医療の発展により医療費の支出も増えています。国や都の補助があっても医療費の増加分を保険税収で賄っていない状況です。

保険税の不足分を補うために一般会計から法定外繰入れを行うことで、国民健康保険の財政は維持されています。国からは、法定外繰り入れを解消するように指示が出ており、

この解消に向けて非常に苦慮しています。各自治体によってこの解消方法が異なりますが、本市においては、長期的な計画での解消を目指しています。

これまでは保険税率を3年ごとに見直すことになっていましたが、加入者の急激な負担増を考慮して毎年少しずつ上げていくことが望ましいと昨年度の答申の中で示されました。本年度も事務局から必要な資料を提示いたしますので、委員の皆様、それぞれのお立場からご意見をいただき、ご審議いただければと思っています。私からのご挨拶は以上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

会長 ただいま市長よりご挨拶をいただきました。市長は公務のためここで退席されます。ありがとうございました。

それでは、事務局の異動がございましたので、ご紹介いただきたいと思います。また、出席人数の報告、議事録署名委員の指名についても併せてよろしくお願いいたします。

鈴木部長 健康部長の鈴木でございます。まず、諮問書をお配りさせていただきたいと思っております。

それでは、改めまして健康部長の鈴木でございます。本日は、暑い中お集まりいただき、誠にありがとうございます。4月1日で異動等もございましたので、事務局の紹介をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まずは、保険年金課長の越川でございます。

越川課長 保険年金課長の越川と申します。4月1日に保険年金課長を拝命いたしました。その前は6年間、同じ保険年金課の高齢者医療係の係長として勤務しておりました。今後、よろしくお願いいたします。

鈴木部長 続いて、国民健康保険係長の増井でございます。

増井係長 国民健康保険係長の増井です。昨年度に引き続き、今年度もよろしくお願いいたします。

鈴木部長 国民健康保険係の溝端でございます。

溝端 国民健康保険係の溝端と申します。本年度もよろしくお願いいたします。

鈴木部長 同じく、小松でございます。

小松 小松と申します。初めてになりますが、よろしくお願いいたします。

鈴木部長 同じく、奥秋でございます。

奥秋 奥秋と申します。前年度に引き続き、よろしくお願いいたします。

鈴木部長 以上になります。本年度もどうぞよろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。

事務局 それでは、本日の出席についてご報告させていただきます。出席者9人、欠席者7人。したがって、運営に関する協議会規則第7条の規定により、委員総数16名の2分の1の出席を頂いておりますので、会議は成立しております。また議事録署名委員につきましては、田口委員・新藤委員にお願いさせていただいております。よろしくお願いいたします。

会長 それでは、次第に沿って今日の会議を進めたいと思います。

事務局 では、配布資料の確認をさせていただきます。まず資料1といたしまして、「国民健康保険条例抜粋『課税額』」。資料2「地方税法施行令改正」。資料3「令和6年度課税限度額改定の影響について」。資料4「令和5年度国民健康保険税(料)率等の状況(26市抜粋)」。資料5「令和5年度国民健康保険料率等の状況(特別区)」。お配りした資料は以上となりますが、配付漏れ等ございませんでしょうか。ありがとうございます。

会長 ありがとうございます。では、協議事項(1)国民健康保険税課税限度額について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 それでは、協議事項の1点目、国民健康保険税の課税限度額改定について、ご説明いたします。

本市の国民健康保険税の課税限度額は、現在医療分が65万円、後期高齢者支援金分が20万円、介護分が17万円、合計で102万円となっています。そのうち、後期高齢者支援金分について2万円引き上げ、20万円から22万円とすることについて協議をお願いしたいというものです。資料に基づき説明させていただきます。資料1をお願いいたします。

こちらは国分寺市国民健康保険条例の抜粋です。国民健康保険税には課税限度額が設けられています。現行の条例では、基礎分が65万円、後期高齢者支援金分が20万円、介護保険分が17万円となっています。ここでいう基礎分とは、諮問書に記載している医療分と同じものです。

続いて、資料2をお願いいたします。資料2は、国民健康保険税の課税の根拠となる地方税法施行令の抜粋を記載しています。上段の地方税法に規定のとおり、国民健康保険税の課税額については、地方税法施行令で定められた金額を超えることができないと定められています。この地方税法施行令が令和5年に改正され、後期高齢者支援金分については2万円引き上げられ、22万円に改正されています。基礎分65万円、介護分17万円については、改正はありませんでした。

続きまして、資料3をお願いいたします。こちらは課税限度額引き上げによる影響について調査を行ったものになります。後期高齢者支援金分は424世帯に対して影響があり、約671万2千円、調定額が増加するものと見込んでおります。

続きまして、資料4をお願いいたします。資料4は、多摩26市の所得割・均等割・課税限度額を示したものになります。網かけをしているところは、その市が令和5年度に改定を行っている項目です。26市の中で後期高齢者支援金分の課税限度額が、地方税法施行令と同額まで改定されていないのは本市を含めて7市です。立川市・三鷹市は19万円、両市を除いた5市は20万円となっています。

資料の説明は以上です。今回の諮問事項1番目の「国民健康保険税限度額改定」につきまして、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

会長 事務局から説明がありました。本日、国民健康保険税課税限度額について、皆さんと協議をさせていただきたいと思います。諮問の内容をまず説明いたします。

1 といたしまして、国民健康保険税の課税限度額改定についてです。令和5年度の国分寺市の国民健康保険税の課税限度額は、医療分が65万円、後期高齢者支援金分が20万円、介護保険分が17万円となっています。地方税法施行令改正により、課税限度額は後期高齢者支援金分が22万円、地方税法施行令第56条の88の2の第2項に変更されており、令和6年度からの国分寺市の国民健康保険税の限度額改定についての意見を求めるということになっておりましたので、皆さんからご意見を頂きたいと思います。よろしくお願ひします。

新藤委員 では、よろしいですか。

会長 新藤委員、お願ひします。

新藤委員 この協議会に以前から参加させていただいていますが、施行令の改定があつて限度額が引き上がる時は、その同額まで引き上げる対応をこの協議会ではしてきています。今回も同様に20万円が22万円になったということであれば、来年から22万円に引き上げるのが妥当だと考えます。

個人的な意見として、限度額は所得の多い方の算出金額を上限で打ち切るものであるため、ある意味、高額所得者を優遇している部分があります。高額所得者は負担能力を十分有しているのだから、限度額を上げるのは問題ないと思います。

他市の動向も、20市ぐらいが上限額の22万円にすることになっていますから、国分寺市も同様に施行令の限度額まで引き上げるのが妥当と考えます。

会長 新藤委員から資料4につきまして、国分寺市の後期高齢者支援金分の限度額20万円を、多摩26市の多くの自治体に変更するのと同様に22万円に引き上げるのが妥当であるとの意見がありました。また、これまでの運営協議会では、地方税法施行令が変わるとそれに合わせて限度額を変更していたとの補足もいただきました。他の方、ご意見ございませうか。

森田委員 よろしいですか。

会長 森田委員。

森田委員 後期高齢者支援金分と医療分の基礎課税分、それから介護分が分かれて設定されています。つまり、後期高齢者支援金を負担するために後期高齢者支援金分税率と限度額が設けられています。

後期高齢者支援金は、医療保険者が負担しますが、国分寺市はいくら払っていますか。1人あたりに計算すると、幾ら払わないといけないのか事務局から簡単に説明していただきたいです。

会長 事務局、お願ひします。

事務局 事務局です。後期高齢者を支援するための事業費納付金として約8億円の納付を行っています。そのうち後期高齢者支援金分の保険税の全額充てて約5億2千万円です。残りの約2億8千万円を一般会計からの繰入金で賅っているといった財源内訳になっています。

森田委員 補足で話をさせていただきますと、75歳以上の後期高齢者の医療費の約半分が国と地方公共団体の公費で支払われています。そして残りの約半分以上を後期高齢者の保険料で負担しています。つまり保険料を除いた分を、後期高齢者以外の国民が全員で等しく賄おうということです。

各保険者に割り当てられた後期高齢者支援金の徴収方法は、各保険者が決めることになります。国保の場合は、各市区町村でさらに頭割りして分ける方法を採用しており、国分寺市の場合は、8億円という額が割り振られています。

被用者保険では、国保の保険料率にあたる報酬割りで全額徴収しますが、国保の場合、事務局の説明だと約3億円を税金から出しているということです。被用者保険は全額負担しているのに対して、国保は収入の少ない方もいらっしゃるのので、このような優遇が行われています。

新藤さんがおっしゃるように、報酬で全額徴収すると、高額所得者はさらに負担額が大きくなります。しかし、高額所得者の負担をある程度抑えて徴収するために限度額を決めていると理解すれば、今回の増額はやむを得ないと思います。

会長 ありがとうございます。他にご意見ございますか。なければ、2人の方からご意見をいただきました。限度額を22万円にするのが妥当だと思う方は、挙手をお願いします。

(丁承)

会長 (1) 国民健康保険税の課税限度額について、皆様から後期高齢者支援金の課税限度額を22万円に変更するという事で承認いただきました。

続きまして、国民健康保険税の税率の改定についてです。令和5年度の本市の国民健康保険税の税率は、医療分が5.46%、後期高齢者支援金分が1.8%、介護保険分が1.57%となっております。

国民健康保険特別会計の財政状況及び標準保険料率を踏まえて、令和6年度の国分寺市の国民健康保険税の税率を、令和5年度の多摩26市の平均値を参考に改定することへの意見を求めるということで諮問いただきました。資料4・5の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは、令和5年度多摩26市及び特別区の国民健康保険税(料)等の状況について、ご説明いたします。税率改定の協議は次回、第2回の中で、改定した場合の調定額への影響や国保財政の赤字などについてご報告をさせていただいた後、協議をお願いしたいと考えております。今日は、本市、26市、特別区の令和5年度の所得割の状況をご報告させていただきますと思います。

資料4をお願いいたします。こちらは、令和5年度の多摩26市の所得割などの状況をまとめたものです。令和5年度の所得割を改定した市は、本市を含め8市です。基礎分、後期高齢者支援金分、介護保険分を合計した税率で比較しますと、本市は8.83%です。26市中21番目の水準となり、税率改定を行ったことにより、昨年度の26番目から5つ上昇しています。

資料5をお願いします。こちらは令和5年度の特別区の所得割などの状況をまとめた資料です。特別区は令和5年度、23区全てで所得割の改定、均等割の改定を行っています。基礎分、後期高齢者支援金分、介護保険分を合計した平均税率は多摩26市の平均の税率が9.58%であることに対し、特別区は11.75%となっており、2%以上高い水準となっています。

資料4及び資料5の説明は以上です。次回、昨年度の答申に基づき、26市の平均税率による試算をお示しさせていただいた上で、令和6年度の税率改定の具体的な協議をお願いしたいと考えておりますが、26市の平均の税率以外に、次回協議に加えたい税率などがありましたら、次回併せてお示しをさせていただきますので、この場でご意見を頂戴できればと思っております。

雑駁ではありますが、説明は以上です。

会長 事務局からご説明いただきました。資料4・5に関して、皆様のご意見をいただきたいと思えます。

新藤委員 26市と23区を対比した説明がありましたが、23区が26市より高いのには何か理由があるのでしょうか。

会長 事務局、説明をお願いします。

事務局 税率の決め方について、23区のある区に情報提供をお願いしたことがあります。保険料率の決め方は、23区では課長会のような場があり、その中で23区の税率をあらかじめ決め、基本的にはその保険料率を各区が採用しているとのことでした。よって、会議の中でその保険料率が示されていると考えております。

新藤委員 全く一緒ではないですが、同じような率になっているのはそれが理由ですか。所得割は7.17%、後期高齢者支援金は2.42%が多いです。23区の合議体で打ち合わせているから大体そろっているのですね。

もう1点質問があります。23区は、負担は増えることにはなりますが、高い税率に足並みそろえて改定することができています。26市との差は何なのでしょう。

事務局 事務局です。具体的には捉えておらず、想像の世界になってしまいますが、やはり医療機関が充実していて、そこにかかる機会も多く、医療を受ける機会も多いので高い税率を想定しているのかなと思われまます。ですが詳細については、こちらでは捉え切れません。

新藤委員 保険税率が高いのは、納得しているのかはわかりませんが、区民から受け入れられているということだと思えます。同じ東京都の中でも、一般的にいう多摩格差といいますが、区部と多摩地域では何かしらの大きい隔りがあるのではないかと思います。

26市は当面の間、区とは別路線で税率改定を考えていくことになると思います。個人的には、今年度改定を行い、税率が上がったわけですが、例えば所得割の部分で見ると、国分寺は5.46%となっており、他の25市と比較するとまだ追いつけていません。

本年度、改定していないのに国分寺を上回っている市がかなり見受けられます。見直し

はイコールで値上げということになります。昨年度の協議会答申にあるように毎年見直す必要があると思います。

会長 よろしいですか。昨年度に諮問を受けた国民健康保険税の税率改定についてですが、当協議会では、国民健康保険の財政状況、東京都から示された標準保険料率の状況、国民健康保険税の税率改定による影響額などについて市の説明を受けて審議を行いました。

審議の結果、令和5年度から国民健康保険税の税率は、医療分を4.9%から5.46%、後期高齢者の支援金分を1.51%から1.8%、介護保険料を1.13%から1.57%に改定することが妥当であると答申させていただきました。

昨年度、皆様からいただいたご意見として、税の改定にあたり、多摩26市の平均値を参考にしながら標準保険料率に近づけていくとともに、収納率の向上を積極的に取り組むというものがありました。また、将来的に国や東京都から税率改定を求められることを想定して、被保険者の急激な負担増とならないように、3年に一度に限らず適宜改定していくことが必要であるのご意見もいただきました。

新藤委員からご指摘いただいたように、国分寺市は26市の平均値を下回っています。各市の財政状況の違いもありますが、この現状をどのように捉えて改定していくかになります。

森田委員 各区市町村で独自にやっていた国保運営ですが、独自にできない市町村が出てきたことから都道府県化されることになりました。都道府県化により、東京都は保険料も統一されることとなりますが、当面の間は猶予期間が設けられています。

国分寺市は、財政的に裕福だったので保険税率が低かったのだと思います。また、保険税率が高い自治体は、財政的に苦しかったから保険税率を上げていたのだと思います。国分寺市は標準保険税率まで徐々に上げていくこととなりますが、このような経緯があって自治体ごとの保険税率には現在ばらつきがあります。

特別区は以前から大体同じ歩調を取っていたので、区ごとの保険税率の差はほとんどありません。

保険税率を上げるという議論は、前年度と同様に平均値ぐらいに落ち着くことになるのではないかと思います。

会長 ありがとうございます。

鹿島委員 確認ですが、今年度の標準料率がまだ示されていませんが、昨年と同じなのでしょう。それともまた上がっているのでしょうか。

会長 事務局、お願いします。

事務局 今年度の標準保険料率は今、持ち合わせておりませんが、昨年度よりやや上がっています。次回の運営協議会でお示しいたします。

鹿島委員 標準保険料率がやや上がっているということは、それもある程度考慮することが前提ということでしょうか。

事務局 前提はそのようになります。

鹿島委員 令和4年度は医療分・後期支援分・介護分を合計した保険税率は 11.95%でよろしいですか。

事務局 はい。

鹿島委員 資料4の八王子の合計税率がちょうどその数字になるので1つの目安になると思います。ただ、26市の中であまり遅れを取らないように、なおかつ急激な上昇にならないようなさじ加減で今年度の保険税率を決めるのがよいと思います。

会長 ありがとうございます。

事務局 今の鹿島委員のご意見を受けまして、今年度の標準保険料率にした場合の影響額等もお示した上で、次回の協議をお願いしたいと思います。

会長 資料4の税率は4月1日現在ですから、他市も今後税改定の審議を始めるのではないかと思います。それも踏まえながら議論していきたいと思うので、よろしくをお願いします。

宇山委員 質問よろしいですか。

会長 宇山委員どうぞ。

宇山委員 市によって人口や被保険者の状況は変わると思います。それを踏まえて、八王子市に合せるのが本当に妥当なのでしょうか。国分寺市の人口は清瀬市と同じぐらいだと思います。人口規模が同じくらいで、就労者数も同じくらいであれば、合わせるのが妥当かもしれませんが、人口・就労者数が国分寺市より多い八王子市に合せても負担が増えるだけなのではないでしょうか。間違っていたらすみません。

会長 宇山委員のお話は、国分寺と人口が同規模の市を参考にしてはどうかというお話ですね。

鹿島委員 標準保険料率は、東京都全体で一律ですよ。

事務局 事務局です。標準保険料率につきましては、市ごとに異なります。

鹿島委員 市ごとに違うのですか。

事務局 はい。国分寺市の令和4年度の標準保険料率は 11.95%です。今年度の標準保険料率は次回の運営協議会にて、影響額等と一緒に示させていただきます。

国が最終的に目指している都道府県ごとの保険料率の統一時には、東京都内、人口等に関係なく一律になります。そこが最終的に目指す姿であると国は言っています。ただ、その前段階として、各市の所得等に応じて標準保険料率が定められ、今はそこを目指しているところです。

本市はまだ標準保険料率に達していないので、まずは26市の平均に近づけようとしているのが今の状況です。また、標準保険料率は人数ではなく、所得や医療費水準を加味して定められています。標準保険料率で算定された納付金は、先ほど森田委員からお話があったように、東京都が決定します。

納付金を保険税で集められていない場合、その差額はどうかということ、国分寺市全体、つまり国保の被保険者だけではなく国分寺市民全体からいただいた税金で補填する



ことになります。納付金と保険税の差額があればあるほど、国保加入者以外の国分寺市民からいただいたお金をそこに充てるという構造になっています。森田委員のお話ですと、被用者保険では全てを被用者と保険組合で賄っていて、税金による補てんはないということです。納付金と保険税の差額をどうするのかということは今議論していただいています。

宇山委員 ありがとうございます。

鹿島委員 各市で標準保険料率が違うのであれば、各市の標準保険料率と現行の保険料率がどのくらい乖離しているかが分からないと比べることができないのではないのでしょうか。

もし、標準保険料率と現行の保険料率の差が分かれば、標準保険料率の達成率がわかるので、標準保険料率をどういうペースで上げていけばいいのかわかるのではないのでしょうか。毎年、標準保険料率が上がっているということですが、なるべく乖離が少ないようにしていくという方向にしていきたいと思います。その比較がもし可能であればお願いしたいです。

事務局 分かりました。国分寺市の標準保険料率との差と、他市の差が分かるような資料を作成し、次回お示しさせていただきます。

会長 差が分かれば、議論も進めやすいですね。ただ税率だけを追っているだけでは、根本的なところが抜けてしまいます。宇山委員はその点を心配して指摘されたのだと思います。鹿島委員も補足してくださり、ありがとうございます。

ただ、今日は皆さんから、改定に向けてどう進めるのかを話あっているので、税率をどこまで上げるのかというのはまだ早々だと思います。

森田委員、何かありますか。

森田委員 所得割の設定をどうするのかは、被保険者の所得状況によって違ってきます。所得が低い人が多い市では税率がどうしても高くなってしまいます。26市の所得状況がわかる資料があれば、同じぐらいの所得の市を参考にできるのではないのでしょうか。

確かに八王子は高いので、そういう市と比べてもという意見も当然あると思います。また、基礎課税分は、要するに健康な人が多い市は料率が低くていいので、病気にかかる人が多ければ、高くなります。これを、やはり1つの要素としては平均年齢というのがあると思います。

他市の被保険者の平均年齢を見ることができれば参考になるのではないのでしょうか。

会長 ありがとうございます。事務局、皆様から色々なご意見をいただきました。要望された資料が相当ありますが、用意をお願いします。

事務局 事務局です。今、森田委員から26市の平均所得と平均年齢について、お話がありました。すぐに私の中で思いあたる資料がありません。平均所得については、事務局で一度調べさせていただき、もし提出できるようなものがあれば、議論の参考にお示しをさせていただきます。と思います。

会長 先ほど市長から、国分寺市の人口の推移についてそれほど変化がないとの話があり

ました。人口は増えているが、大きく増減しているわけではないということでした。

本日、様々なご意見を皆様からいただきましたが、皆様から要望のあった参考資料を次回の協議で事務局よりいただき、税率などの方向性について改めてご意見をいただきたいと思ひます。事務局、いかがでしょうか。

事務局 それでは、本日の協議の中で要望のあった、26市の平均に関する資料と鹿島委員からご意見のあった標準保険料率に係る試算を次回の協議会でお示しさせていただきます、協議をお願いしたいと思ひています。

会長 本日の議論はここまでとさせていただきます。事務局にご用意いただく参考資料がかなり多くなりますが、よろしくお祈ひします。

最後に事務局より事務連絡をお祈ひします。

事務局 事務局です。次回の開催は8月3日木曜日を予定しております。時間は今日と同じ14時から、場所は同じくリオンホールで予定しております。机上に今年度の開催予定のスケジュールを配付させていただいております。併せて、ご確認いただければと思ひます。以上です。

会長 ありがとうございます。事務局より、次回の協議会の開催は8月3日で、場所は今日と同じリオンホールとの説明がありました。本日、宮崎委員が会場に来られないということで、リモートで参加されておりました。

では、次回の協議会で、皆様からご意見をいただき、進めていきたいと思ひます。よろしくお祈ひします。

では、本日はここまでとさせていただきます。どうもありがとうございます。

— 了 —

国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 会長

内藤 孝雄

国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 委員

新藤 圭一

国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 委員

田口 佳子